

(裏面)

- 休止届
長期間水道を使用されない場合は休止の手続きをして下さい。
手続きがないと水道を使用されていなくても**基本料金**がかかってしまいます。
・水道使用異動届の提出が必要です。
- 再開栓届
休止していた水道を再び使用される場合は再開栓の手続きが必要です。
なお、**再開栓手数料**が必要になります。
・水道使用異動届の提出および再開栓手数料3,000円(休日・時間外5割増)が必要です。【南山城村簡易水道給水条例第34条第1項第5号による】